

群馬大学次世代グンマ創発的博士人財インダクションプログラムアドバイザー  
ボード要項

令和 7. 12. 23 制定

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学次世代グンマ創発的博士人財インダクションプログラム規程第4条の2の規定に基づき、群馬大学次世代グンマ創発的博士人財インダクションプログラムアドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2 アドバイザーボードは、事業統括の諮問に応じ、次世代グンマ創発的博士人財インダクションプログラム（以下「本プログラム」という。）の運営体制、教育コンテンツの内容、成果等についての評価を行い、その結果を事業統括に答申する。

(組 織)

第3 アドバイザーボードは、委員数人をもって組織する。

2 委員は、行政、民間等の学識経験者のうちから事業統括が委嘱する。

(任 期)

第4 委員の任期は、その都度定める。

(事 務)

第5 アドバイザーボードの事務は、関係部課等の協力を得て、学務部教務課において処理する。

(要項の改廃)

第6 この要項の改廃は、大学教育・学生支援機構長が行う。

(雑 則)

第7 この要項に定めるもののほか、アドバイザーボードの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年12月23日から施行する。